

## コンピュータウイルス対策に関する基準とガイドライン

2002年3月27日 情報システム会議 制定

### 1. 目的

学内に設置されているサーバ・PC等について、コンピュータウイルス及びワーム等(以下、ウイルス)による被害を予防し、また、被害を拡大しないための対応策を定める。

### 2. ウィルス対応統括部局及びウィルス対応管理者の設置

情報セキュリティ統括責任者は、ウィルス対応統括部局を設置しなければならない。

教育研究システム・事務システム・図書システム等の各システム管理者は、ウィルス対応管理者を設置しなければならない。

パソコン教室を運営する部局は、ウィルス対応管理者を設置しなければならない。

各部局はシステム管理者から要請を受けた場合、ウィルス対応管理者を設置しなければならない。

### 3. ウィルス予防のための遵守事項と役割

#### 1) ユーザが遵守すべき事項

見知らぬ相手から届いたメールには十分注意すること。

実行形式の添付ファイルに感染するウイルスは、システムの破壊を行うなど、悪質なものが多く、不用意に実行・クリックしないこと。

ウイルス対策ソフトをインストールすること。また、パターンファイルは定期的に最新のものに更新すること。

ウイルスチェックを行わないまま、ダウンロードしたファイルを実行したり、メールの添付ファイルを開かないこと。

万が一のコンピュータウイルス被害に備えるため、データのバックアップを行うこと。

ファイルサーバ上のファイル及びメールの添付ファイルがウイルスに感染していた場合、システムの安全性を確保するためにシステム管理者によってウイルスの駆除、削除が行われることがある、また、その場合に連絡なくファイルが削除される場合があることを認識すること。

ウイルスの感染を発見した場合、各ウイルス対応管理者に速やかに報告すること。

#### 2) PC等の機器管理者が遵守すべき事項

「ユーザが遵守すべき事項」すべて

学内ネットワークに接続するPCには、ウイルス対策ソフトをインストールすること

パターンファイルを最新の状態に保つようにすること

(1週間に1度はパターンファイルの更新を行うこと)

ウイルスの感染が発見された場合、当該PC等をネットワークから切断し(LANケーブルを抜くこと)、ウイルス対応管理者に連絡すること。

#### 3) システム管理者の遵守すべき事項と役割

管理するサーバ等に対して、適切なウイルス対策を施さなければならない。

管理するPC等に対して、適切なウイルス対策を施さなければならない。

管理するシステム(個人データを保持するためのファイルサーバを含む)に対して、適宜ウイルスチェックを行い、感染が発見された場合、ファイルの所有者に知らせることなくウイルスの駆除、削除を行う。その結果、ファイルを削除することもある。

ウイルス対策のために、各部局に対してウイルス対応管理者の設置を必要に応じて要請しなければならない。

#### 4) ウィルス対応統括部局の役割

ウィルス対応統括部局は、学内の PC へのウィルスの感染を防止するように努める。

ウィルス対応統括部局は、コンピュータウイルス対策の必要性についての啓発活動に努めなければならない。

メールサーバやプロキシサーバなどのコンピュータウイルス進入経路となりやすいところに、コンピュータウイルス検知・削除機能を持たせる。また、その設置・管理を行う。

各システム及び個人研究室等で利用する PC のウィルス対策ソフトのライセンス管理を行う。

### 4. ウィルス発見時の対応

#### 1) ウィルス対応管理者

ウィルス対応管理者は、ウィルス感染の報告を受けた場合、以下の対応を行う。

当該 PC 等のネットワークからの切断を行う。

発見されたウィルスの種類・感染方法等を確認する。

感染経路の確認、及び、当該 PC 等からの二次被害がないか確認を行う。

二次被害の可能性が考えられる場合、ウィルス対応統括部局と相談の上、二次被害の可能のある者に連絡を行う。

当該 PC 等にインストールされているウィルス対策ソフトのバージョンとパターンファイルのバージョンを確認する。

所定のフォームを用いて、ウィルス対応統括部局へ報告を行う。

#### 2) ウィルス対応統括部局の遵守すべき事項

ウィルス対応統括部局は、必要に応じて、IPA などの機関にウィルス感染の報告を行う。

### 5. ウィルス対策ソフト

専任教員は、研究室等で利用する PC について、ウィルス対策ソフトとして、情報システム室がライセンスを保有するウィルス対策ソフトを利用することができる。

インストール方法等については、別途「ウィルス対策ソフト インストールマニュアル」を参照のこと。

#### (備考)

- 1) 本ガイドラインは 2002 年 4 月 1 日から適用する。
- 2) 本ガイドラインは 2003 年 4 月 1 日から変更・適用する。

以 上